

**熊本県公告第 453 号**

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成16年5月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成16年3月30日
- 2 名称  
NPO 法人 KUMAKOI 六調子振興会
- 3 代表者の氏名  
深松 文一郎
- 4 主たる事務所の所在地  
球磨郡あさぎり町須恵 2924 番地 4
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、日本国内及び海外に対してまちづくりの推進、経済の活性化、国際及び地域間の交流、学術・文化・芸術やスポーツの振興、社会教育の推進や子どもの健全育成に関する活動を行い、産業振興、地域振興、国際及び地域間交流の促進、芸術・文化の振興、社会教育の推進、青少年健全育成に寄与することを目的とする。

**熊本県公告第 454 号**

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成16年5月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成16年3月31日
- 2 名称  
NPO 法人高瀬蔵
- 3 代表者の氏名  
片山 敬子
- 4 主たる事務所の所在地  
玉名市高瀬 155 番地 1
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、地域で培われてきた文化を再発見し、尊重し、ふるさとへの愛着を育み、地域文化への未来の展開を図る。併せて、玉名地域の人々及び来街者に、楽しさと感動を提供する事業を、高瀬蔵を拠点として行うことにより、中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

**熊本県公告第 455 号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年5月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日  
平成16年5月17日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
水上建設株式会社  
熊本市帯山九丁目 1-45  
代表取締役 水上 雄  
熊本県知事許可（特-14）第3077号
- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令  
(1) 停止を命ずる営業の範囲  
熊本県内の建設業に係る営業に関するもの  
(2) 期間  
平成16年5月31日から平成16年6月14日までの15日間
- 4 処分の原因となった事実  
水上建設株式会社は、平成12年12月31日、平成13年12月31日及び平成14年12月31日を審査基準日とする経営事項審査において、真正な決算とは異なる内容を記載した財務諸表を経営状況分析に提出し虚偽の申請を行った。  
これらのことが、建設業法第28条第1項第2号（請負契約に関する不誠実な行為）に該当すると認められる。